

＼情報流通プラットフォーム対処法が改正されました／

～SNS事業者等に新たな責任が課されます～

令和7年4月1日

● 情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）とは

この法律は、インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、「被害者の救済」と「発信者の表現の自由」に配慮しながら、大規模なSNS事業者等（※）がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うことができるよう法制度を整備したものです。

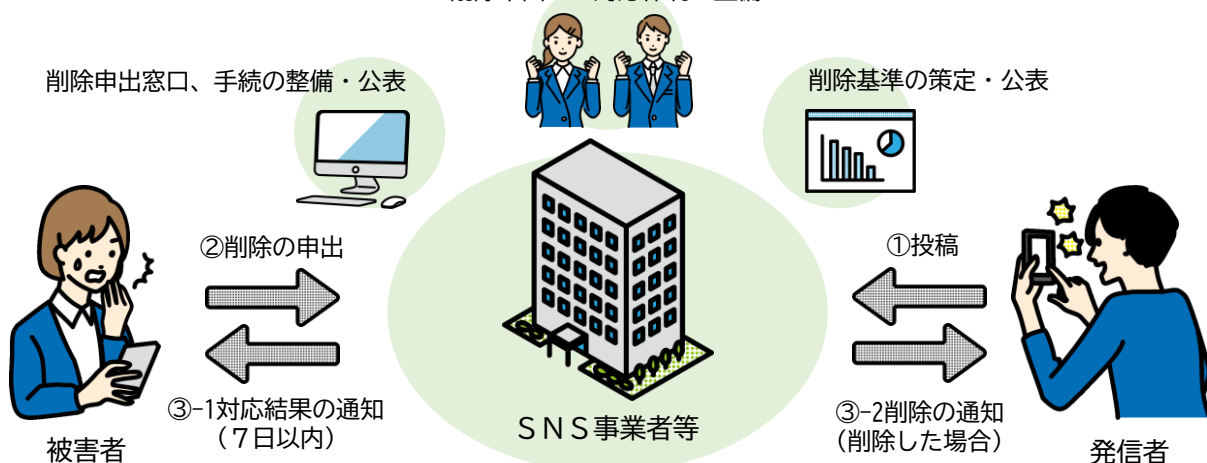
対象 月間の平均アクティブユーザー数が1,000万人を超えるSNS事業者等
※Instagram、X（旧Twitter）、Facebook、LINE、TikTok、YouTube など

● 改正のポイント

今回の改正では、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対応するため、大規模なSNS事業者等に対し、1. 対応の迅速化、2. 運用状況の透明化に関する措置が義務化されました。これにより、誹謗中傷等への対応が強化され、被害者の救済が迅速化することが期待されています。

1. 対応の迅速化（権利侵害情報）	2. 運用状況の透明化
・ 削除申出窓口、手続の整備・公表	・ 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
・ 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）	・ 削除した場合、発信者への通知
・ 削除申出に対する判断・通知（7日以内）	

削除申出への対応体制の整備



インターネット上の人権侵害をなくそう

インターネットは便利である反面、使い方を間違えると、相手の心を傷つけ、最悪の場合、命を奪ってしまうこともあります。言葉は刃（やいば）にもなり、集まれば銃弾の雨にもなることを理解し、インターネットを正しく利用するように心掛けましょう。

